

大分県住民基本台帳ネットワークシステム

代表端末等機器賃貸借に係る仕様書

令和7年 6月

大分県

1 はじめに

1. 名称

大分県住民基本台帳ネットワークシステム代表端末等機器に係る賃貸借

2. 本書の位置づけ

本仕様書に記載された要件は、原則として全て実現すべきものであるが、質問書による回答にて大分県市町村課がこれを了承した場合は、回答要件を仕様と読み替える。

2 調達の詳細

1. 調達の目的

本仕様書は、住民基本台帳ネットワークシステムの更新に伴う調達であり、使用する機器等（代表端末（サーバ）、業務端末、ファイアウォール、ネットワーク機器等、プログラムプロダクト、マニュアルを含む）の調達、設定、移行作業、保守作業を実施することで、システムの安定稼働を実現する。

2. 調達の方法

（1）代表端末等機器の調達方法について

代表端末等の機器調達及び新システムへの移行・修正等に必要な作業を一括し、賃貸借で調達するとともに、賃貸借期間中の機器等保守、運用支援についても本調達に含めるものとする。

（2）賃貸借期間

令和7年12月1日から令和12年11月30日まで

3. 調達の範囲

本調達では新住民基本台帳ネットワークシステムを稼働させるための一連の作業を実施するとともに、新機器等へ切り替え後の運用保守を実施すること。

（1）機器等更新作業

- ① 本仕様書及び「別紙1 サーバ等機器仕様書」に記載のハードウェア・ソフトウェアの調達を実施すること。
- ② 上記で調達した機器等の据付調整（設置、耐震、LAN配線等）及び設定作業（ソフトウェアのインストール・各種環境設定等）を実施すること。
- ③ 新機器等での稼働試験及び切り替えに関わる作業を実施すること。
- ④ 稼働中の現行システムと令和7年10月1日から令和7年11月30日まで連携して稼働するため、既存機器を含めた試験を実施すること。かかる費用についても本調達に含めること。
- ⑤ 機器等更新に関わる一切の作業を含むこと。
- ⑥ 詳細な仕様は「別紙2 機器等更新作業の仕様」を熟読のうえ実施すること。

（2）業務システム移行作業

- ① 現行システムからのデータ移行を実施すること。
- ② 現行システムから新システムに移行する一切の作業を実施すること。
- ③ 本調達において、移行期間中に既存機器への設定変更作業及び切り替え時の立会い等が必要な場合、現行システム構築業者と連携し、安定稼動に必要な措置を実施すること。かかる費用については、本調達に含めること。
(現行システム構築業者連絡先)
日本電気株式会社 大分支店 TEL : 097-537-5060
- ④ 詳細な仕様は「別紙3 システム移行作業の仕様」を熟読のうえ実施すること。

(3) ハードウェア・ソフトウェア保守

- ① 機器等更新作業で導入した機器等（ハードウェア・ソフトウェア）について賃貸借期間中の保守作業を行うこと。詳細な仕様は「別紙4 保守等の仕様」を熟読のうえ実施すること。
- ② 賃貸借期間中のライセンス経費も含むこと。

4. 積算要件

- (1) 見積は、「3. 調達の範囲」に明示している一切の費用を含む借入期間におけるリース金額総額とする。ただし入札金額は、月額を記載するものとする。
- (2) システム稼動に必要な物品及び作業については、本仕様書の記載に関わらず、受託者の負担において提供すること。
- (3) 積算前提
 - ① 契約期間を5年とし、賃借費用を月額として積算すること。
 - ② 保守費用は月額とし、賃借費用と合わせて入札金額に含めること。
ただし、無償保証期間がある場合これを考慮し、賃借料を積算すること。
 - ③ 機器設置、設定作業、保守及び障害回復等に関する一切の経費を賃借費用に含めること。
 - ④ 現行システム構築業者との調整、地方公共団体情報システム機構との調整に関する一切の経費を賃借費用に含めること。
住民基本台帳ネットワークシステム業務端末等との連携に当たって、既存機器の設定変更、動作確認等が必要な場合、現行システム構築業者から見積を取り、賃借費用に含めること。

(現行システム構築業者連絡先)

日本電気株式会社 大分支店 TEL : 097-537-5060

5. 機器等の仕様及び作業条件

- (1) 機器等の仕様に関する条件
 - ① 調達機器の構成及び仕様は「別紙1 サーバ等機器仕様書」のとおりとする。
 - ② 本調達で導入する機器等は、記載している仕様を満たし本県情報通信ネットワーク上で問題なく動作する機能、性能を有していること。

なお、「別紙１ サーバ等機器仕様書」に記載されている各機器等の仕様は、特に表記する場合を除き、当該装置１台あたりの要求数を記載している。

- ③ 機器等の機種及びバージョンについては、特に指定のない限り、最新の機種及び最新のバージョンのものを導入すること。
- ④ ソフトウェアについては、ライセンスも含めること。ライセンス数については、ソフトウェア利用条件に抵触しないものとする。
- ⑤ システムの安定稼動及び継続した運用を担保するため、仕様書「備考欄」に指定と記載しているものは、変更することはできない。
- ⑥ 環境負荷、省エネに考慮した製品を導入すること。
- ⑦ 契約終了日までにサポートが終了しない機器等を選定すること。

(２) 更新、移行作業に関する条件

- ① 機器等更新作業については、本県担当者の指示に従い無理のないスケジュールにて実施すること。尚、スケジュールに関しては「別紙７ スケジュール案」を参照すること。
- ② 現行システムについては、本県及び現行システム運用業者が運用しているため、機器等更新作業において切り替え時に現行システム運用業者の立会いを実施し、本稼動に万全を期すこと。また、保守に移行する場合についても、現行システム運用業者との引き継ぎを実施すること。

上記、現行システム運用業者の立会い・引き継ぎの費用及び現行システム運用業者への作業依頼にかかる費用については、本調達に含めること。

(現行システム運用業者連絡先)

日本電気株式会社 大分支店 TEL：097-537-5060

- ③ 本調達に定める作業内容を十分に理解し、且つ、業務遂行に必要な知識・能力・経験を有する要員を配置すること。都道府県住民基本台帳ネットワークシステムに精通した要員を配置すること。
- ④ システム移行およびデータ移行において、現行システム運用業者の支援が必要な場合の費用については、本調達に含めること。
- ⑤ 本調達の範囲内で、住民基本台帳ネットワークシステムの動作を保証すること。
- ⑥ 作業期間中、本県と受託者は進捗会議（随時）を開催すること。開催日程・参加者等については、別途協議の上取り決めること。
- ⑦ 「別紙５ セキュリティの仕様」を熟読し、作業にあたること。

(３) 保守、運用支援に関する条件

- ① 保守開始日以前でも、作業期間中に発生した機器等の障害については受託者が対応すること。また、適切なＳＥによる支援作業及びサポートを実施すること。費用についても、本調達に含めること。
- ② 一元的なサポート窓口を開設し、本県へ明示すること。

(４) その他

- ① 本契約終了後、受託者は蓄積されたデータの消去、設置場所からの解体、取り外し、撤去を実施すること。

6. 納入に関する条件

(1) 納入要件

- ① 契約締結日から賃貸借開始日までに、機器等の設定、システムの移行作業を実施し、本県立会いのもと動作確認を行い引き渡すこと。
- ② 「別紙2 機器等更新作業の仕様」記載の提出書類を賃貸借開始日前日までに納品すること。
- ③ 作業終了後、本県による検査を実施することとする。尚、随時の確認・報告を妨げるものではない。
- ④ 検査に要する経費及び要員等の経費については、本調達に含むものとする。
- ⑤ 検査に合格したときに引渡しが完了したものとする。

7. その他

(1) データ等の引き継ぎ

- ① 賃貸借終了後は、蓄積されたドキュメント、データ、プログラム等を汎用性のあ
る形で本県に引き継ぐこと。その際、後継機器が決定していれば、その機器への
移行を行える形で引き継ぐこと。

(2) 遵守すべき主な法令等

受託者は、本調達において、本仕様書、関係する本県の条例及び規則等を熟知し、
本県の指示にしたがい、誠実にこれを履行するものとする。

別紙一覧

別紙1	サーバ等機器仕様書
別紙2	機器等更新作業の仕様
別紙3	システム移行作業の仕様
別紙4	保守等の仕様
別紙5	セキュリティの仕様
別紙6	機器更新概念図
別紙7	スケジュール（案）

別紙 1 サーバ等機器仕様書

各機器の仕様は、次のとおりとし同等以上の性能を有すること。

(1) 代表端末（サーバ） 1 台

項	機能	仕様
ハードウェア要件		
1	形状	タワー型（スリムタイプ 幅 100mm×奥行き 400mm×高さ 350mm 以内 （※） ） ※上記数値にスタビライザー、突起物等は含まない
2	CPU	インテル® Xeon プロセッサ E3-1220v6 を 1 個以上搭載すること または、上記プロセッサと同等以上の性能を有する互換プロセッサとすること 64 ビットバージョン（x64 対応、またはこれに相当するアーキテクチャ）の製品であること
3	メモリ	4GB 以上搭載すること
4	ローカルディスク	実効容量 120GB 以上を 2 個搭載すること
5	RAID 構成	4 に示すローカルディスクで RAID1 を構成すること
6	外部記憶装置	DVD-RAM を 1 個搭載すること（本体に内蔵） バックアップ用の外付けハードディスク（1TB 以上）を 2 個以上用意すること
7	ネットワーク	1000BASE-T または 100BASE-TX 対応であること 必要ポート数：2 ポート
8	USB インタフェース	USB2.0 準拠の照合情報読取装置を接続し、動作確認できること USB2.0 以上のインタフェースを 2 つ以上搭載すること
9	ディスプレイ	15 型、1024×768 ドットの表示ができること
10	キーボード	109 型、Windows 配列、USB で本体と接続できるもの
11	マウス	2 ボタン、光学式、ホイール付、USB で本体と接続できるもの
12	照合情報読取装置	(9)照合情報読取装置を稼働させること
13	その他	Microsoft Windows Server 2022 Standard Edition の動作保障がされていること 構成を実装する上で、必要となるアダプタ類／ケーブル類／電源コード等をすべて含むこと
ソフトウェア要件		
1	オペレーションシステム	Microsoft Windows Server 2022tandard Edition 代表端末にアクセスする接続デバイス数分（合計 22）クライアントアクセスライセンスを調達すること
2	照合情報読取装置制御	照合情報読取装置の制御が可能なこと 地方公共団体情報システム機構の指定製品（富士通㈱製 住基ネット用操作者認証装置 v3（ガイド有） FAT13FLJL1、AuthConductor 生体認証ミドルウェア V3 1 インストール A28792SM（FAT13FPJL1 月額保守 週 5 日 8:30～17:30）、AuthConductor 生体認証ミドルウェア V3 メディアパック A287C2SL）を調達すること
3	バックアップソフト	イメージバックアップを取れるソフトを含むこと
4	無停電電源制御ソフト	無停電電源装置と連携して電源制御／スケジュール運転が可能なこと
5	その他	すべてのソフトウェアが OS 上で問題なく動作すること 本仕様を実現するために必要なソフトウェアをすべて含むこと（各種インタフェースボードを制

		御するドライバソフトウェアなど) 地方公共団体情報システム機構から配付されるソフトウェアと連携し、問題なく動作すること
--	--	--

(2) 集約ネットワーク接続用ルータ 2 台

項	機能	仕様
ハードウェア要件		
1	形状	EIA 基準準拠 19 インチラックに取り付けできること
2	ネットワーク	10BASE-T/100BASE-TX/1000BASE-T 対応 接続予定機器を収納可能なポート数を有すること 必要なポート数は以下のとおり ・回線終端装置用：1 口 ・集約ネットワーク接続用ハブ用：1 口 ・コンソール用：1 口 不要なポートを閉塞する機能を有すること
3	供給電源	AC100V (50/60Hz)
4	冗長化プロトコル	VRRP (または HSRP) を利用し、仮想 IP (VIP) を設定することができること BGP-4、OSPF や IP SLA 等を用いてトラフィックのモニタリングや Hello パケット等で WAN 側の障害の検知をする機能を有すること
5	ルーティング	IP アドレスをベースにフィルタリングを行うことができること
6	帯域制御	QoS や Shaping 等を用いて IP アドレスやポート番号によって帯域制御することができること。なお、QoS は 4 段階の設定ができること (クラス 1～4)
7	アドレス変換	静的 NAT を設定できること
8	その他	SNMPv2、TRAP の機能を有すること SSH を利用して機器にアクセスすることができること 操作者に対しては、ユーザ認証等によりアクセス制限できること IPsec 等を用いて暗号化通信ができること

※ 推奨機器：Catalyst C8200L (J-LIS の機器設定なので変更可能性あり：整備概要が示されていない)

※ 2 台にてアクティブ-スタンバイ構成とすること

(3) 集約ネットワーク接続用ハブ 2 台

項	機能	仕様
ハードウェア要件		
1	形状	EIA 基準準拠 19 インチラックに取り付けできること
2	ネットワーク	1000BASE-T または、100BASE-TX 対応 接続予定機器を収納可能なポート数を有すること 必要なポート数は以下のとおり ・集約ネットワーク接続用ルータ用：1 口 ・都道府県庁内のネットワーク用：1 口

		・コンソール用：1 口 ・集約ネットワーク接続用ハブの相互接続用：2 口 不要なポートを閉塞する機能を有すること
3	供給電源	AC100V（50/60Hz）
4	VLAN 機能	VLAN を 2 種類以上設定する機能を有すること（タグ VLAN、ポートベース VLAN）
5	その他	SNMPv2、TRAP の機能を有すること SSH を利用して機器へアクセスすることができること 操作者に対しては、ユーザ認証等によりアクセス制限できること 集約ネットワーク接続用ルータ（現用）と集約ネットワーク接続用ルータ（予備）間のブロードキャストの通信ができること スパニングツリー機能を有すること

※ 推奨機器：Catalyst C8200L（J-LIS の機器設定なので変更可能性あり：整備概要が示されていない）

※ 2 台にて二重化構成とすること

(4) ファイアウォール 2 台

項	機能	仕様
1	形状	EIA 基準準拠 19 インチ ラックマウント型（1U 以内）とすること またはトレイ等を利用してラックに搭載すること
2	メモリ	8GB 以上搭載すること
3	ハードディスク	240GB SSD を 1 個以上搭載すること
4	ネットワーク	6 ポート以上有すること 1000BASE-T に対応していること
5	USB インタフェース	USB3.0 準拠の外付け DVD ドライブを接続し、動作確認できること
6	ファイアウォール・スループット	4Gbps 以上であること
7	VPN スループット	2.7Gbps 以上であること
8	IPS スループット	1.9Gbps 以上であること
9	同時接続数	200 万以上であること
10	接続数/秒	32,000 以上であること
11	VLAN	1,024 以上であること。
12	ソフトウェア	Check Point R81.20 以上を搭載すること 既設ファイアウォールのログと互換性があること
13	機能	VPN 機能を有すること 既設ネットワーク及び都道府県サーバセグメント間の双方向の通信それぞれについてパケットフィルタリングを設定できること 既設ネットワークに対して N 対 N の静的 NAT を設定できること アプリケーションレベルで通信制御できること ファイアウォールの操作者に対しては、ユーザ認証等によりアクセス制御できること 特定の管理端末（ファイアウォール管理 PC）のみアクセス可能に設定できること ファイアウォールログを収集できること 設定データのバックアップを取得できること DMZ 対応していること

		2 台で冗長構成（ClusterXL または VRRP）が実現できること
14	その他	外付け DVD ドライブ（USB2.0 準拠）を添付すること 構成を実装する上で、必要となるアダプタ類／ケーブル類／電源コード等をすべて含むこと

(5) ファイアウォール管理 PC

項	機能	仕様
ハードウェア要件		
1	形状	ノート型とすること
2	CPU	インテル®Core i 3-7110U プロセッサを 1 個以上搭載すること または、上記プロセッサと同等以上の性能を有する互換プロセッサとすること
3	メモリ	4GB 以上搭載すること
4	ローカルディスク	500GB 以上を 1 個搭載すること（本体に内蔵）
5	外部記憶装置	DVD スーパーマルチドライブを 1 個搭載すること
6	シリアルインタフェース	シリアルインタフェースを 1 つ以上搭載すること (USB シリアル変換ケーブルでも可とする)
7	USB インタフェース	USB2.0 以上のインタフェースを 2 つ以上搭載すること
8	ネットワーク	1000BASE-T (RJ45) の LAN コネクタを 1 個以上搭載すること 無線 LAN、モデムを内蔵していないこと(内蔵されているものは一切不可とする)
9	ディスプレイ	15 インチ以上で 1024×768 ドット以上の表示が可能なこと
10	キーボード	日本語 JIS 標準配列であること
11	マウス	スクロール機能付 USB マウスであること
12	その他	Microsoft Windows11 Pro 64 ビットバージョンの動作保障がされていること システム稼動に必要なケーブル等を含むこと
ソフトウェア要件		
1	オペレーションシステム	Microsoft Windows11 Pro 64 ビットバージョン
2	ファイアウォール管理	ファイアウォールを管理するソフトウェアを搭載すること
3	バックアップソフト	イメージバックアップを取れるソフトを含むこと

(6) 業務ログ解析ツール

項	機能	仕様
ソフトウェア要件		
1	機能	住基ネット業務アプリケーションから出力される「検索用業務アクセスログ」「業務操作ログ」「一括提供結果ファイル」をシステム管理者が簡単な操作で取得できるツールを提供すること 【コード変換】 代表端末（サーバ）に転送したアクセスログファイルを UTF8 コード形式から SHIFT-JIS コード形式に変換できること 【ログ保存】 代表端末のディスク上に上記変換を行ったファイル（SHIFT-JIS コード形式）を保存できること 上記ファイルを外部記憶装置及び特定の端末に保存できること 代表端末に保存された不要ログを削除できること 【ログ検索】

		特定の業務端末から上記ログ等の検索が実施できること
2	その他	機能実現に必要なソフトウェアをすべて含めること 上記ログ等の仕様については、地方公共団体情報システム機構が示す外部インタフェースの仕様に準拠し、動作確認されたものであること ログ取得からログ（検索用）作成までの一連の操作を極力自動化すること ログ集計により、業務端末に接続された操作者情報毎の検索件数及び住基ネット利用所属毎の検索件数を表示し一覧表として印刷できること

(7) 無停電電源装置 3 台（サーバ用 1 台、ファイアウォール用 2 台）

項	機能	仕様
1	形状	置き型
2	性能	瞬電および 3 分以上の停電時に代表端末（サーバ）及びファイアウォールを安全にシャットダウンさせることが可能な容量を確保すること
3	その他	代表端末（サーバ）、ファイアウォールと接続し、電源管理ソフトによる自動電源制御が実施できること 契約期間中のバッテリー交換を含むこと

(8) 業務プリンタ 1 台

項	機能	仕様
ハードウェア要件		
1	出力用紙サイズ	A4 片面に対応していること
2	解像度	600dpi 以上 モノクロ
3	最大印字速度	A4 片面 28 枚／分以上であること
4	用紙カセット	1 以上とすること（標準ホッパを添付している場合、増設ホッパは不要）
5	ページ縮小機能	「A3→A4」の縮小が可能であること
6	インタフェース	100BASE-TX、USB2.0 以上の各インタフェースを装備していること
7	その他	Windows Server 2022 及び Windows11 Pro で動作可能であること 上位機器との動作を保証すること

(9) 照合情報読取装置 1 台

※代表端末（サーバ）及び業務端末用は、地方公共団体情報システム機構の指定製品（富士通㈱製 住基ネット用 操作者認証装置 v3（ガイド有）FAT13FLJL1、AuthConductor 生体認証ミドルウェア V3 1 インストール A28792SM（FAT13FPJL1 月額保守 週 5 日 8:30～17:30）、AuthConductor 生体認証ミドルウェア V3 メディアパック A287C2SL）を調達すること。

(10) その他

以下のソフトウェアは、地方公共団体情報システム機構で当仕様に対応するライセンス数が配付されるため、当該端末に対してインストール・設定作業を行ったうえで、問題なく動作すること。

項目	機能	製品名	バージョン	製造元	ライセンス数
端 表	ファイルデリバ	ESMPRO/DeliveryManager エ	6.3	日本電気㈱	1

	リソフト	ージェント			
		ESMPRO/DeliveryManager ク ライアント	6.2	日本電気(株)	1
		ESMPRO/FileTransfer	4.1	日本電気(株)	1
	ウイルス除去・ 検出ソフト	FFRI yarai	3.3	FFRI(株)	
		Windows Defender (注2)	—	マイクロソフト	
業務 端末	ファイルデリバ リソフト	ESMPRO/DeliveryManager クラ イアント	6.2	日本電気(株)	(注1)
		ESMPRO/FileTransfer	4.1	日本電気(株)	1
	ウイルス除去・ 検出ソフト	FFRI yarai	3.3	FFRI(株)	
		Windows Defender	—	マイクロソフト	
管理 PC	ファイルデリバ リソフト	ESMPRO/DeliveryManager クラ イアント	6.2	日本電気(株)	1
		ESMPRO/FileTransfer	4.1	日本電気(株)	1
	ウイルス除去・ 検出ソフト	FFRI yarai	3.3	FFRI(株)	
		Windows Defender	—	マイクロソフト	

(注1) 業務端末向けのライセンスは、業務端末の台数分を配付する。

(注2) ウイルス除去・検出ソフトについては、FFRI yarai 及び Windows Defender を同時に操作させた状態で動作確認、設定の調整等を行っている。これら以外のウイルス除去・検出ソフトを導入する場合、正常動作しないことがあるため、導入しないこと。

以上

別紙２ 機器等更新作業の仕様

１．作業の内容

作業を行うに当たっては、本県の指示に基づき作業を実施すること。

２．機器等設置作業

- (１) 機器等は、本県が指定した場所に納入すること。
システム稼動に影響を与えないよう注意して納入すること。
- (２) ケーブル配線については、十分な余長を持たせること。
- (３) 機器等の搬入・組み立て後の空箱等の搬入材を速やかに撤去すること。
- (４) 設置について不明な点が生じた場合、本県と受託者にて協議するものとし、対応について指示を受けること。
- (５) 本仕様書に記載されていない事項であっても、機器等の機能上、具備すべき必要があると認められる場合は、受託者の責任において実施すること。
- (６) 他システムと調整する事項が発生した場合は、受託者は協力して調整を図ること。

３．機器等設定作業

本調達案件は、機器等の供給のみならず、ソフトウェア及びシステムの移行、設定等のＳＥ作業が必要である。作業にあたっては、下記仕様の他、地方公共団体情報システム機構から提供される「構築手引書」の内容、地方公共団体情報システム機構の方針、本県の指示のもと、確実に作業を実施すること。

既存機器に設定変更が必要な場合、既存システム構築業者と調整し対応すること。また、本システムを運用するためのソフトウェア等について、問題なく動作することを確認するとともに、導入後に不具合があった場合は、問題なく動作するまで作業及び立会いを実施すること。

(１) 機器等設定作業内容及び確認事項

- ① サーバ機器等のＢＩＯＳ設定の実施
- ② ハードディスクのパーティション分割の実施
- ③ ＯＳ・ソフトウェア等（地方公共団体情報システム機構から提供されるものも含む）のインストール、必要なパラメータの設定、パッチ適用、動作確認、総合試験の実施
- ④ バックアップ環境・ジョブスケジュール環境の適用
- ⑤ 各機器等におけるネットワーク接続、疎通、正常稼働の確認
- ⑥ 既設のネットワークへの各機器の接続、疎通、正常稼働の確認
- ⑦ ファイアウォールにて、セキュアな通信を実現すること
- ⑧ システム状態を監視し、機器の異常等を検出した場合に E-MAIL にて通報するシステム環境を実現すること
- ⑨ 地方公共団体情報システム機構が設置するネットワーク機器との接続作業及び動作確認テストの実施
- ⑩ 機器の本設置完了後の各システムサーバ機器と業務端末間の疎通確認テストの

実施

- ⑪ ネットワークは、他システムのネットワークと論理的に分割すること。
- ⑫ システム運用設計を行い本県の承認を得ること
- ⑬ システム稼動に必要なすべての初期設定作業及び付帯作業を実施すること。
- ⑭ 上記に掲げるもののほか、必要に応じて地方公共団体情報システム機構、既存システム構築業者との連携及び調整作業を行うこと。
- ⑮ その他
 - ・ ライセンス登録等が必要なものについては、本県の指示に従い登録申請を実施すること。
 - ・ システム稼動期間までに機器等設定作業を完了すること。

(2) 提出すべき書類

- ① 次の書類（紙媒体 1部 電子媒体 1部）を提出すること
 - ・ 機器等設定書 1式
 - ・ システム設計書 1式
 - ・ 試験報告書 1式
 - ・ 運用マニュアル 1式
 - ・ 機器等添付のマニュアル 1式
 - ・ ラック搭載図 1式
 - ・ 調達機器等の「シリアル番号」「プロダクトID」「ライセンスキー」等を一覧にまとめ、EXCELファイルで提出すること。

(3) 特記事項

- ① 新旧機器切替日までの間に発生した機器等の障害については、本県として引き渡しを受けていないため、受託者が対応すること。また、掛かる経費についても本調達に含むものとする。
- ② 新旧機器切替日までの消耗品（評価のための紙、トナー等）については、本調達に含めること。

以上

別紙３ システム移行作業の仕様

１．作業の目的

本県で稼動している住民基本台帳ネットワークシステムが、本調達で導入される機器等で、正常に稼動するよう移行・調整を実施する。

２．システム移行

（１）移行方針

地方公共団体情報システム機構の移行方針に沿って、確実に移行を実施すること。
新システムは、現行システムと連携して稼動するため、現行システム運用業者と連携し十分な評価を実施することで安全な移行を実現すること。

（２）システム移行

① システム構築

地方公共団体情報システム機構が定めた「移行手引書」に基づき、各機器等を設定すること。（必要に応じて地方公共団体情報システム機構配付の移行ツール等を利用すること）

新システムにおいて、既存機器の設定情報を引き継ぐため、現行システムについて、十分に理解した上で作業すること。

② 業務端末・プリンタの調整

業務端末については、システムが問題なく動作することを確認したうえで本県指定の場所へ設置すること。また、現行クライアント内に保存されているデータについては、本県に確認のうえ、必要な場合は移行すること。

プリンタについては、必要書類が特段の設定がない状態で使用できるよう調整し、業務端末とともに設置すること。

③ 動作確認

導入機器等及び地方公共団体情報システム機構より配付されるソフトウェアを適切に設定し、動作確認を実施すること。

正常系のみでなく、異常系についても確認すること。

④ 総合試験（リハーサル等を含む）

試験項目については、事前に本県と合意の上で実施すること。

地方公共団体情報システム機構設置機器との接続確認を実施すること。

⑤ 切り替え時の立会い

切り替え時には、構築を担当したＳＥが立会い動作確認を実施するとともに、不具合が発生した場合、速やかに対応できる体制を維持すること。

切替日翌日の稼動立会いを実施すること。

（３）職員支援

本県当該システムの管理者に運用に必要な教育を実施すること。また、引き渡し完了までの間に地方公共団体情報システム機構及び現行システム運用業者との調整に関する資料作成等についても支援すること。

（４）技術者要件

本作業に係る S E は、住民基本台帳ネットワークシステムの構築及び保守運用の経験を有する者を配置すること。

4. 作業場所

(1) 作業場所等

- ① 作業場所は、基本的に受託者が準備すること
- ② 移行作業において、県庁舎内でなければ困難な作業である場合は、本県が用意する作業場所で作業を実施すること。
- ③ 本県が用意する場合、受託者は事前に申し出ること。

以上

別紙４ 保守等の仕様

１．保守概要

システムが常に完全な機能を保つように、調達機器の保守作業を行うこと。保守作業にあたっては、地方公共団体情報システム機構及び現行システム運用業者との円滑な協力体制を実現すること。

２．保守要件

以下の作業を受託者の責任において確実に実施すること。なお、下記に示す内容は必須条件であり、これ以外の内容についても本県の業務に影響を与えないよう必要に応じて実施すること。

（１）定期保守、障害時保守共通事項

① 保守対象機器等

「別紙１ サーバ等機器仕様書」記載の賃貸借機器一式（ソフトウェアを含む。）

② 作業時間

ア 定期保守は、本県と協議の上決定すること。

イ 障害時保守は、通常運用時間（月曜日～金曜日 ８時３０分～１９時）を原則とする。ただし、障害の内容に応じ本県が必要と判断した場合は、上記時間以外でも対応を行うこと。

③ 保守方法

原則としてオンサイトの保守を行うこと。

④ 費用負担

特段の定めがあるものを除き、保守に要する経費（部品の購入費等）は、県と協議の上決定する。

（２）定期保守等（代表端末等サーバ）

① 作業内容

ア 機器動作テスト（機器各部の正常動作を確認すること）

イ ソフトウェア動作確認

ウ 各部調整

エ その他、機器等を正常な状態に保つために必要な作業

オ 県の指示に基づき、利用していない又は不正に接続されたＬＡＮケーブルの撤去など物理的なセキュリティの対応を行うこと。

カ 定期点検マニュアル等、定期点検に必要な書類に相違がある場合は修正を行うこと。

② 障害予防

定期保守作業により、障害部位が発見された場合は、当該部位の部品交換等、必要な措置をとること。

③ 保守周期

ア １回以上／１２カ月

イ 時期、回数については県と協議すること。また、作業結果について県へ報告す

ること。

(3) 障害時保守

① 作業内容

ア 障害箇所の特定（ハードウェア／ソフトウェア）及び原因除去のための適切な対処。他のシステム構築関係業者に障害が起因する場合には、必要に応じ、当該業者への連絡を行うこと。

イ 障害回復後の正常動作確認（ハードウェア／ソフトウェア）

ウ 各部調整

エ 本県の職員等の取り扱いに起因する障害の場合、予防のための指導・助言

② 障害回復

ア 本県の作業指示後、設置場所への到着はおおむね2時間以内とする。

イ 到着後、速やかに作業開始とするが、回復に長時間(概ね6時間以上)を要する場合は、本県に連絡し指示を仰ぐこと。

ウ 原則として、障害連絡を行った場合は、翌稼働日の業務開始時間（8時30分）までに復旧を行うこと。

③ 完了報告

障害時保守における作業が完了した場合、その都度、完了報告書を提出すること。

3. 保守部品

賃貸借期間中、保守部品（付属品、サーバ機等導入時のソフトウェア、含む。）を常時保有するとともに供給／調達を保証し、速やかに入手できる手段、経路を確保しておくこと。即時での保守対応が困難な部品がある場合には、あらかじめ本県に明示すること。

4. 保守体制その他

(1) 障害時の連絡対応、問診窓口を一本化すること。保守対象機器の中に他社製の機器及びソフトウェアがある場合も、一つの窓口で対応すること。

(2) 原則として障害時の即時対応ができる体制であること。

(3) システムの稼働に必要なOS等のチューニング等の技術支援についても、県からの依頼に基づき確実に実施すること。

(4) 契約期間中に本県から各種協力依頼があった場合には、システムの円滑な稼働に必要な限り迅速に対応すること。

以上

別紙5 セキュリティの仕様

1 目的

本書は、受託者の情報資産の管理方法、遵守すべき事項及び判断基準等について定めることを目的とする。

2 情報資産

情報資産とは、受託者が本業務を行うにあたって、本県から提示した情報（紙媒体、磁気媒体、ハードウェアに記録されているデータ等）及び本県から提示した情報をもとに受託者が加工した情報のうち個人情報、内部機密情報及び本県が重要と判断したものをいう。

3 セキュリティ要件

受託者は本調達において、情報資産を、故意（盗聴、不正アクセス、改ざん、破壊等）、過失（入力ミス、操作ミス等）、災害（火災、地震等）、盗難、故障等の脅威から守るため、以下のセキュリティ要件を遵守することとする。

なお、本セキュリティ要件に記載のない事項で、本県が必要と認めた事項については、受託者と協議のうえ決定することとする。

（1）人的セキュリティ要件

ア 受託者は、予め、相応の知識、技術及び経験を有する者を選抜し、情報セキュリティに関する責任者（以下「責任者」という。）を決定し、本県に報告すること。また、「別紙2 機器等更新作業の仕様」及び「別紙3 システム移行作業の仕様」記載の作業に従事するSE（下請けとして受託する事業者も含む。）（以下「従事者」という。）について、その氏名、所属、連絡先を明記した一覧表を作成し、本県に提示すること。責任者及び従事者の変更が発生する場合には、その都度報告するとともに、従事者一覧については最新のものを再度提出することとする。

イ 責任者は、従事者に対して、情報セキュリティを確保するうえで必要な指導、教育を行い、適切に従事者を管理すること。

ウ 従事者は、個人情報保護など最新の情報セキュリティに関する知識及び技術を得るよう努力すること。

エ 責任者及び従事者は作業にあたり、問題が発生していないかについて常に確認を行い、機器の異常、情報資産の紛失・流出、不正アクセス及びコンピュータウイルス等の問題が発生した場合には速やかに本県に報告するとともに、問題が拡大するのを防ぐための対策を講じること。

オ 責任者及び従事者は、常に身分を証明できるものを携帯及び掲示し、求めがあった場合にはこれを提示、明示すること。

カ 責任者及び従事者は、本業務の従事中、異動及び退職等により業務を離れた場合でも、知り得た情報を秘匿すること。

キ 不特定の来訪者、業者等に重要な情報資産を見られることがないようにするこ

と。

ク 作業を行ううえで受託者が準備、使用する端末等の機器は、全て受託者が所有する機器とし、個人が所有する機器は使用してはならない。また、当該機器については、情報漏洩等のセキュリティ上問題のあると考えられるソフト（Winny、Share 等のファイル共有ソフト等）がインストールされていないことを予め確認するとともに、作業中においてもインストールしてはならない。

（２）物理的セキュリティ要件

ア 情報資産及び情報資産をもとに加工した情報は、適切に保管すること。

イ 本県の許可を得ず、情報資産を執務室外に持ち出してはならない。外部の場所に持ち出す情報資産については、運搬方法、利用場所及び利用方法・用途を明確にし、管理簿を設け適切に管理し、使用後は必ず返戻し本県の確認を得ること。外部に持ち出した情報資産について、持ち出し後、さらに移転を行う場合には速やかに報告を行い、承認を得ること。

ウ 情報資産が記録されている端末等の機器は、盗難防止対策のため、適切な措置を施すこと。

エ 重要な情報資産は、本県の許可なく複写、複製してはならない。

オ 情報資産が不要となった場合は、記録媒体の初期化など情報を復元できないように消去を行ったうえで廃棄しなければならない。重要な情報資産の廃棄は、本県の許可を得ることとし、行った処理について、日時、担当者及び処理内容を記録すること。

（３）技術的セキュリティ要件

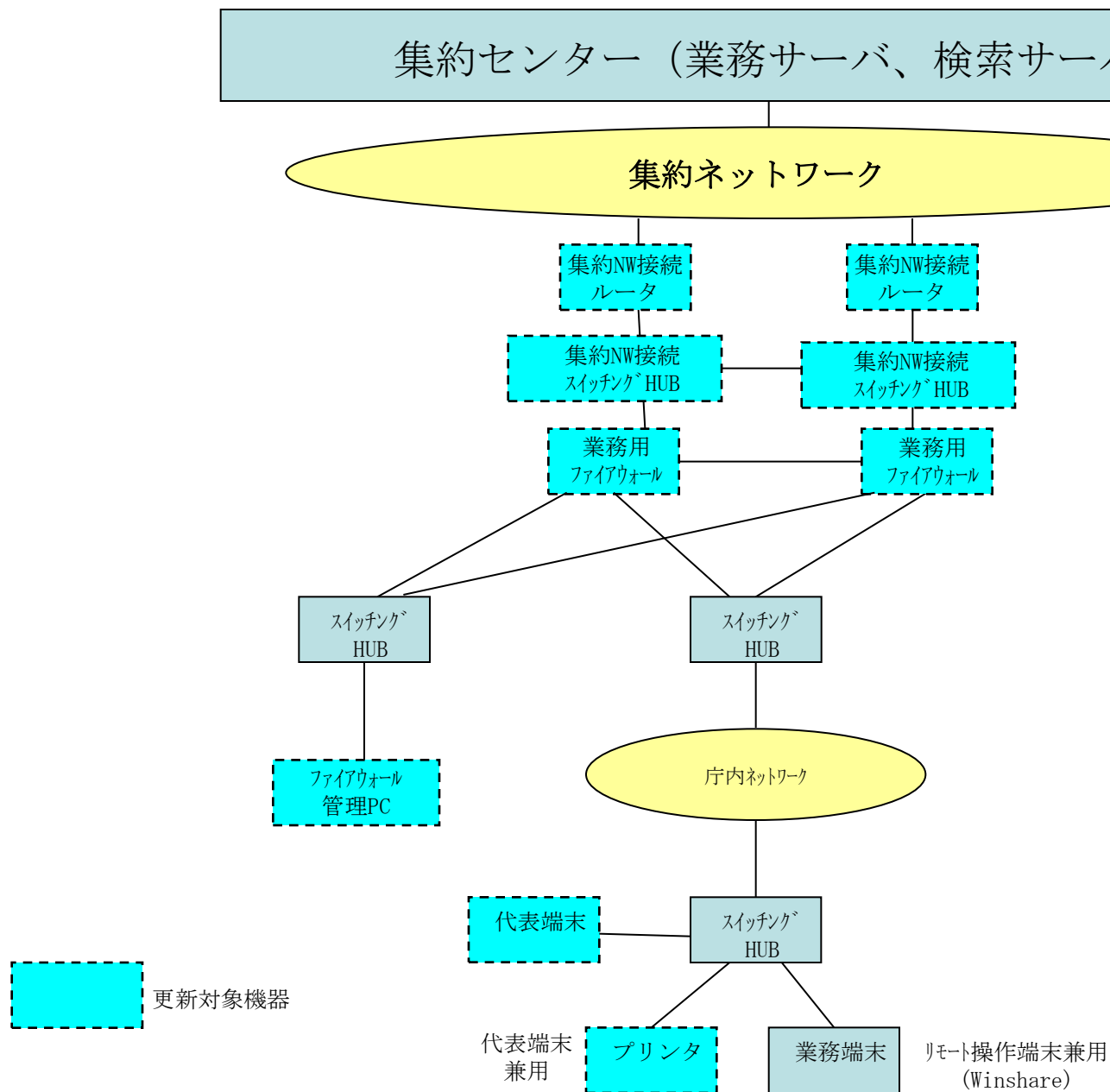
ア 端末等の機器からアクセス権限のない者に情報資産を使用されること、また許可なく電子データを閲覧されることがないように、ＩＤやパスワード等による適切な措置を施すこと。

（４）運用におけるセキュリティ要件

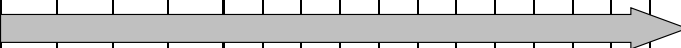
ア 受託者は、本県によるセキュリティ要件の遵守についての書面及び実地によるセキュリティ監査に全面的に協力すること。

以上

別紙6 機器更新概念図



別紙 7 スケジュール（案）

項	システム名	作業内容	令和7年度												令和8年度												令和9年～12年度
			4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	・・・
1	住民基本台帳 ネットワークシステム	契約				◆																					
		機器手配																									
		設定作業																									
		移行等																									
		機器等更新作業							◆																		
		操作説明																									
		新システム稼動							◆ 切替																		
		新旧システム併設（切替及び確認期間）																									
		機器等の保守、リース期間																									令和12年11月30日